

令和7年10月施行

教育訓練休暇給付金

労働者が離職することなく、**教育訓練に専念するため自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、休暇期間中の生活を保障する制度**が始まりました。



局
部
課
安
定
業
岡
業
職
安
静

1 教育訓練休暇給付金とは？

労働者が離職することなく、教育訓練に専念するため自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その訓練・休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付（基本手当）に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する制度です。

<教育訓練休暇給付金の活用例>

- ・外国企業とのコミュニケーションが必要となる部署への異動を想定し、語学の習得に専念するため教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。
- ・IT企業で勤務している労働者が、上位資格の取得のため、教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。



2 教育訓練休暇給付金支給対象者となる要件

① 教育訓練休暇開始日前2年間におけるみなし被保険者期間が通算して12か月以上あること

みなし被保険者期間の計算においては、被保険者であった期間のうち、教育訓練休暇開始日の前日から1か月ごと遡った各期間の賃金の支払の基礎となった日数が11日以上であるものを1か月として計算します。

右の表は、休暇を開始した日を11月12日とした場合です。

7月12日～8月11日の期間は11日未満のため1か月とはなりません。



休暇を開始する日	2025/11/12	⑩欄
⑨欄		
2025/10/12	～	休暇を開始した日の前日 22
2025/9/12	～	2025/10/11 22
2025/8/12	～	2025/9/11 22
2025/7/12	～	2025/8/11 10
2025/6/12	～	2025/7/11 22
2025/5/12	～	2025/6/11 22
2025/4/12	～	2025/5/11 22
2025/3/12	～	2025/4/11 22
2025/2/12	～	2025/3/11 22
2025/1/12	～	2025/2/11 22
2024/12/12	～	2025/1/11 22
2024/11/12	～	2024/12/11 22
2024/10/12	～	2024/11/11 22

12月以上
か月間必要です。

- ② 休暇開始前に5年以上、雇用保険に加入していた期間（算定基礎期間）があること。
過去、失業給付や教育訓練休暇給付金、育児休業給付金、出生時育児休業給付金を受けたこと
がある場合通算できない期間が生じる場合があります。

※本人確認書類をハローワークに持参いただくと、教育訓練休暇開始前に算定基礎期間を確認することが可能です。

補足

最後に被保険者となった日（現在の被保険者資格を取得した日）前の被保険者であった期間についても、離職期間が12か月以内であり、保険者期間に基づき基本手当の受給資格若しくは特例受給資格を取得していない場合又は教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがない場合は、算定基礎期間に含めることができます。



3 受給期間、所定給付日数、給付日額

① 受給期間

給付を受けることのできる期間（受給期間）は、休暇開始日から起算して1年間であり、期間内の教育訓練休暇を取得した日について所定給付日数を上限として給付を受けることができます。

② 所定給付日数

教育訓練休暇給付金は、受給期間における教育訓練休暇取得の認定を受けた日について、所定給付日数を上限に支給しますが、所定給付日数は、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者の教育訓練休暇開始日の前日における算定基礎期間を元に決定されます。

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

③ 教育訓練休暇給付金の日額

教育訓練休暇給付金の日額の算定方法は、失業給付の算定方法と同じあり、休暇開始日の前日を離職日とみなして算定します。



お役立ちツール

教育訓練休暇給付金シミュレーター

教育訓練休暇給付金シミュレーター

- 教育訓練休暇給付金は、労働者が離職することなく、教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、訓練・休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付(基本手当)に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する制度です。
- 給付日額は、原則休暇開始日前6か月の賃金日額に応じて算定されます。
- 所定給付日数は、雇用保険に加入していた期間に応じて異なります。
10年未満の場合は90日、10年以上20年未満の場合は120日、20年以上の場合は150日です。
- 本シミュレーターは「年齢」と「額面月収」を入力することで支給額を簡単に試算できるツールです。
※支給額を簡易に試算することを目的としており、実際の支給額とは一致しない場合があります。
※支給額や支給条件等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。
※教育訓練休暇給付金賃金日額は、令和7年8月1日時点の基準で算定します。

年齢を入力してください

年齢

36歳

額面月収を入力してください

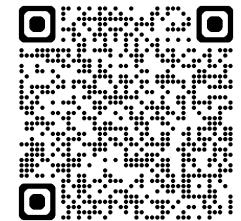
額面月収

300,000円

年齢と額面月収を入力することで支給金額の予想を立てることができます。



シミュレーターはこちらから取得できます。



教育訓練休暇給付金
賃金日額（1日分）

5,930円

(30日分)
※休暇開始日から起算して30日を経過するごとに
ハローワークで認定し、審査・支給決定します。

177,900円

所定給付日数	総額
10年未満	533,700円
10年以上 20年未満	711,600円
20年以上	889,500円

4 支給の対象となる教育訓練休暇



- ① 就業規則等に基づき、また、労働者本人が業務命令によらず自らの意思で教育訓練を受けるために取得する休暇であって、一の休暇期間について、連続した**30日以上**の休暇を取得するものであること。
- ② 教育訓練休暇開始日から起算して**1年以内に取得する無給の休暇**であること。
※妊娠、出産、育児等の理由により30日以上教育訓練を受けることができない場合、当該教育訓練を受けることのできない日数を1年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）。
- ③ 労働者が、就業規則等に基づき、**教育訓練休暇の期間、教育訓練の目標、教育訓練の内容、教育訓練の実施方法**等を明らかにして**事業主の承認を得た上で取得した休暇**であること。また、教育訓練休暇の期間等を変更する場合には、同様に事業主の承認を得たものであること。
- ④ 原則として次のいずれかに該当する教育訓練を受けるための休暇であること。
 - a 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校が提供する教育訓練
 - b 教育訓練給付金の講座指定を受けた教育訓練実施者が行う教育訓練
 - c 職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの

補足

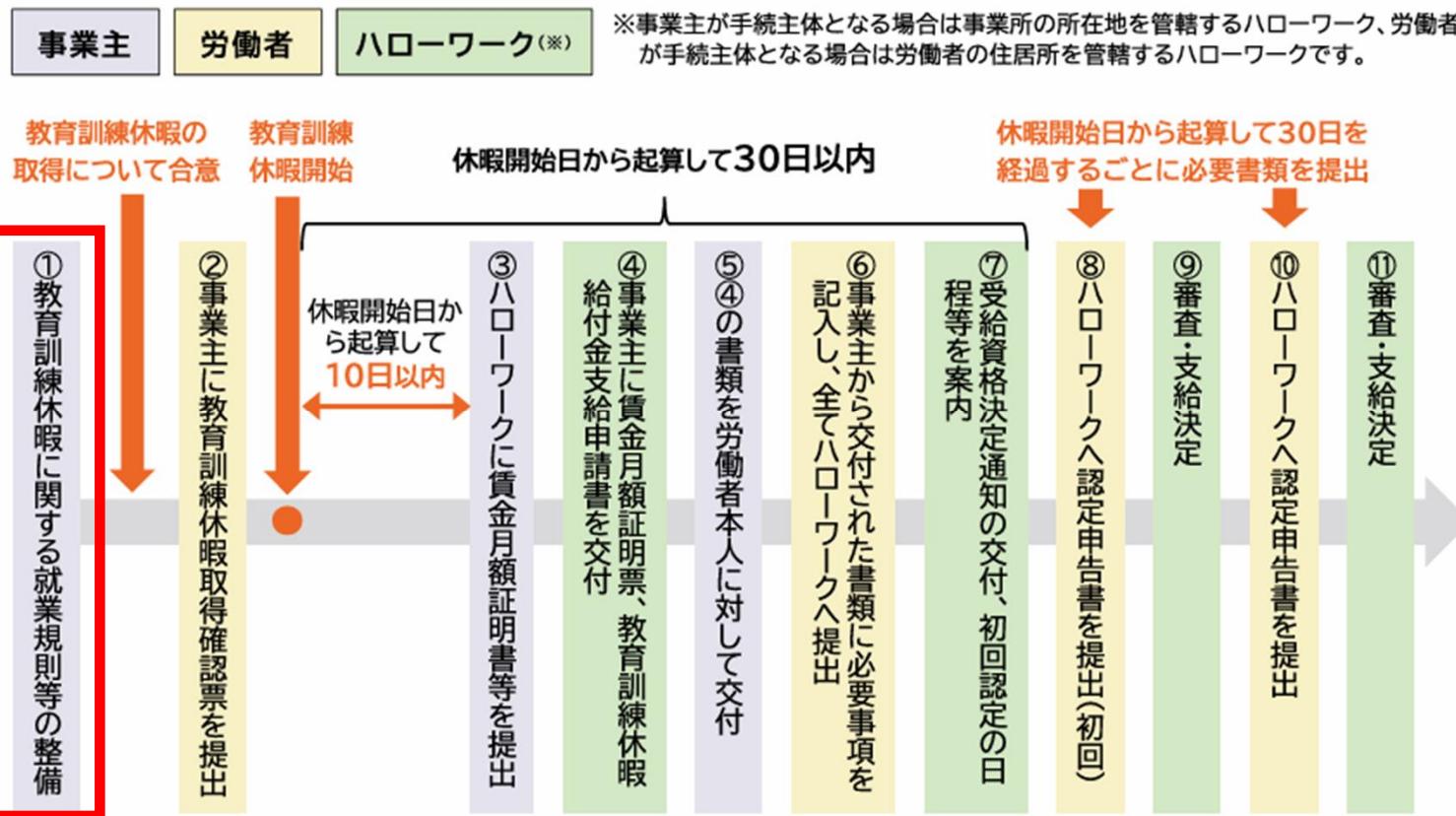
- ① 一の対象教育訓練休暇の期間終了後、教育訓練休暇給付金の所定給付日数に残日数がある場合、受給期間内であれば、労働者は、当該教育訓練休暇終了日後に、新しい教育訓練休暇の期間その他必要事項を明らかにして事業主の承認を得た上で、対象教育訓練休暇を取得することができます。
対象教育訓練休暇の取得の回数に制限はありませんが、それぞれの休暇について、教育訓練休暇の要件を満たす必要があります。
- ② 一の教育訓練休暇の期間については、労働者が事業主の承認を得た上で取得した教育訓練休暇の初日を**教育訓練休暇開始日**、当該対象教育訓練休暇の末日を**教育訓練休暇終了日**とします（教育訓練休暇中に離職日が存在する場合、当該離職日が教育訓練休暇期間の末日（終了日）となります。）。
- ③ 業務命令によらない教育訓練に利用できる無給の休暇制度とは、必ずしも教育訓練に使途を限定したものであることは求めず、使途を定めない休暇制度であって教育訓練のために利用が可能となっているもの（サバティカル休暇制度等）であっても差し支えありません。一方で、**業務命令により教育訓練を受講する場合の休暇制度、30日未満の休暇制度又は有給の休暇制度に基づいて取得する休暇制度に限定されている場合は、教育訓練休暇給付金の支給対象とはなりません。**

注意点

- ① 教育訓練休暇を取得する労働者について休暇期間中に就業が予定されていてはいけません。
ただし、教育訓練休暇開始時点では**予期し得ない事由**により、教育訓練休暇開始後に一定の就業が生じた場合には、**当該就業に係る日数**については**支給を行わないこと**となっています（収入の多寡に関わらず、就業日数分不支給となります。）。
- ② 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする労働者の方が労働基準法第65条第1項に規定する**産前休業**又は同条第2項に規定する**産後休業**を取得している場合、これを中断するなどして対象教育訓練休暇の取得を開始することはできません。
- ③ 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする労働者について、事業主において**解雇**や**雇止め**、**休業**を予定している場合、対象教育訓練休暇を取得することはできません（休業の予定が無いことについては、事業主が、賃金月額証明書の⑯支給要件確認欄によって届け出ます。）。なお、虚偽の申請を行った場合には**罰則の対象**となる場合があります。
- ④ 教育訓練休暇給付金を受給した場合、被保険者であった期間等はリセットされます
(詳細は、スライド30をご確認ください。)。



5 手続の流れ（事業主）



(1) 教育訓練休暇に関する就業規則の整備

就業規則に基づき対象教育訓練休暇を取得する場合、日付は次の順番となっていることが必要です。

- ① 就業規則の労働者への周知及び労働基準監督署への届出日（届出が義務づけられている場合に限る。）



- ② 就業規則等の施行日（又は改定日）



- ③ 教育訓練休暇開始日

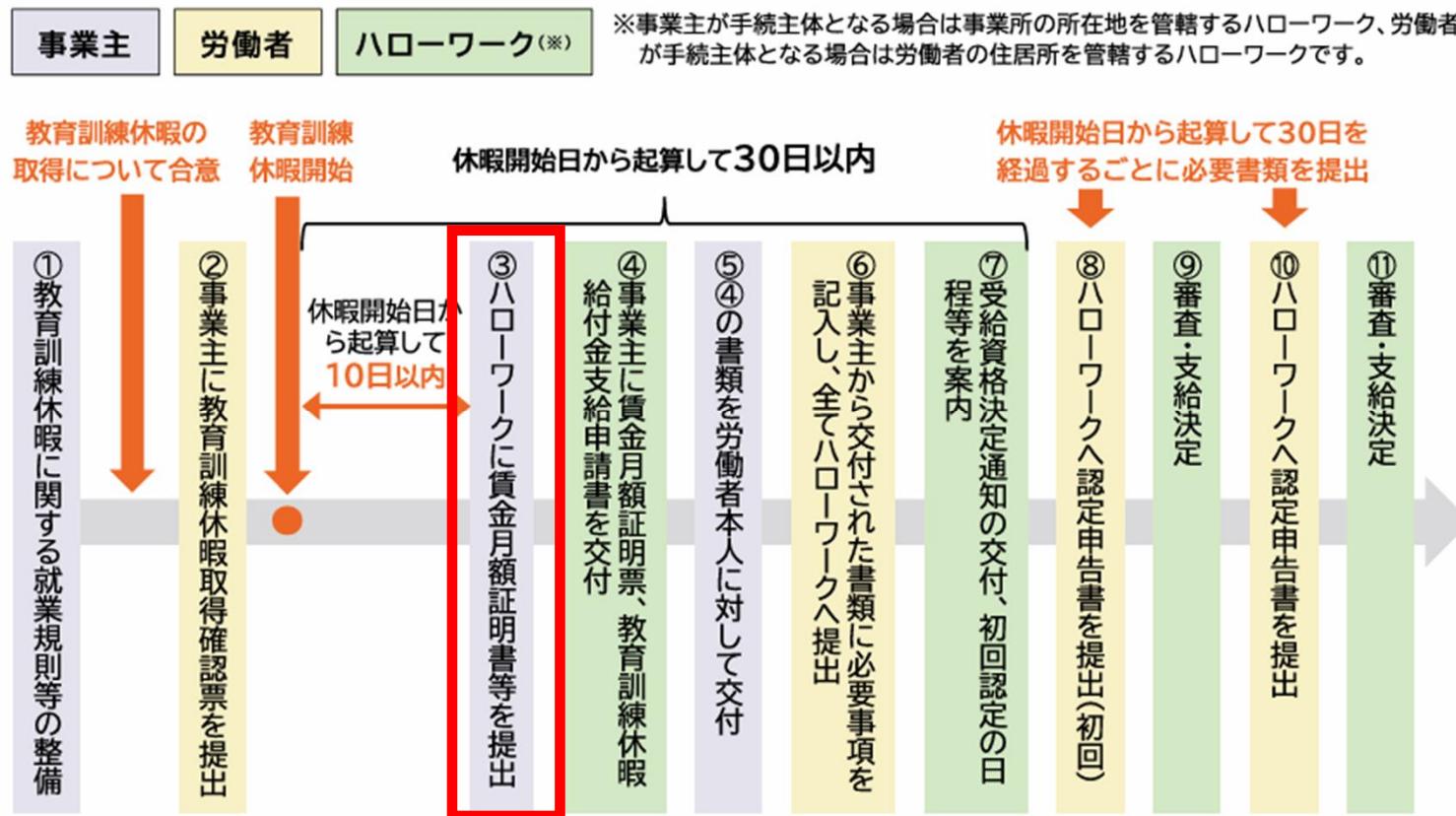
※休暇制度の就業規則への導入について確認したい場合は、全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」へご相談ください。



補足

- ① 事業主が、常時雇用する労働者が10人未満で就業規則の作成・届出義務がなく、就業規則を労働基準監督署に届け出ることが義務づけられていない事業所に係る就業規則を提出する場合には、当該就業規則が適切な手続きにより定められ、また、周知されていることを確認するため、**事業主と労働組合等の労働者代表が連名で作成した申立書を添付することが必要です。**
- ② 常時雇用する労働者が10人未満であるため就業規則の作成・届出義務がなく、労働基準監督署に届け出がない事業所の場合、就業規則を作成し、当該就業規則において教育訓練休暇制度を設けて周知していることについて、**事業主と労働組合等の労働者代表による申立書を作成することで代替可能であるため、当該申立書の提出をお願いします。**

5 手続の流れ（事業主）



(2) 賃金月額証明書の届出

事業主は、その雇用する労働者の方が対象教育訓練休暇を開始したときは、教育訓練休暇開始日の翌日から起算して**10日以内に賃金月額証明書**に必要事項を記載し、来所又は郵送等により**事業所管轄安定所の長**に提出する必要があります（則第14条の2第1項）。

<添付書類>

- ① 賃金台帳
- ② 出勤簿（タイムカード等）及び休暇簿等の写し）

※過去の当該事業所に係る資格取得届及び離職証明書の提出において、その記載内容の**信頼性が高いと認められ、承認を受けた事業主等（照合省略事業主等）**については、上記2つの関係書類の提出を適宜省略することができます。

- ③ **業務命令によらない**30日以上の無給の教育訓練休暇を取得することが可能な制度が存在することを確認できる就業規則等の書類

該当部分の就業規則等の写しにより、業務命令によらない教育訓練の受講に利用できる、30日以上の無給の休暇制度が設けられていることが確認できることが必要です。

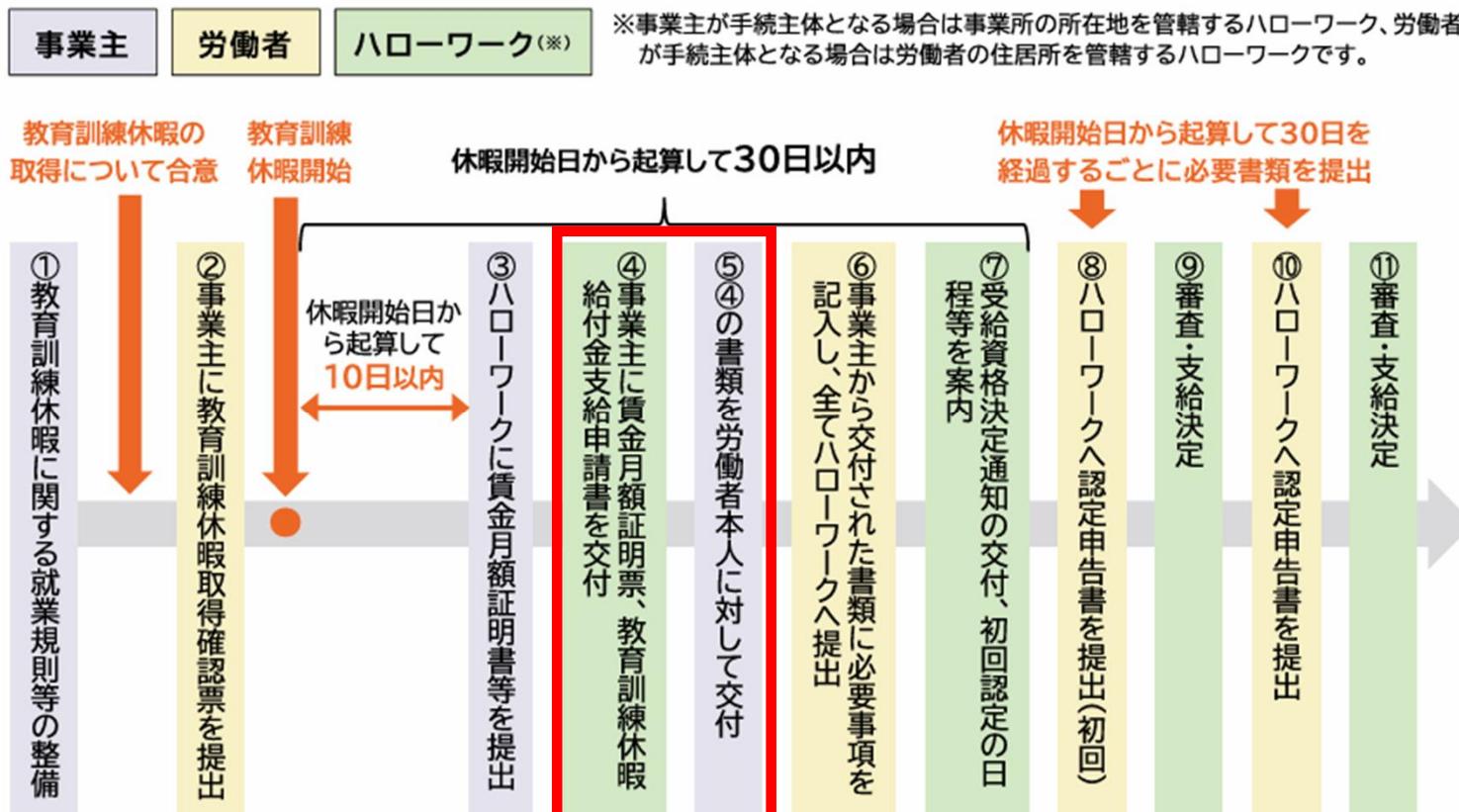
なお、当該休暇制度の対象となっているか、就業規則等だけでは明らかではない場合には、**雇用契約書等**の提出を追加でお願いする場合があります。

※照合省略事業主等においても、教育訓練休暇制度が規定された就業規則等については省略はできません。



記載方法は基本的には離職証明書（離職票）と同じです。

5 手続の流れ（事業主）



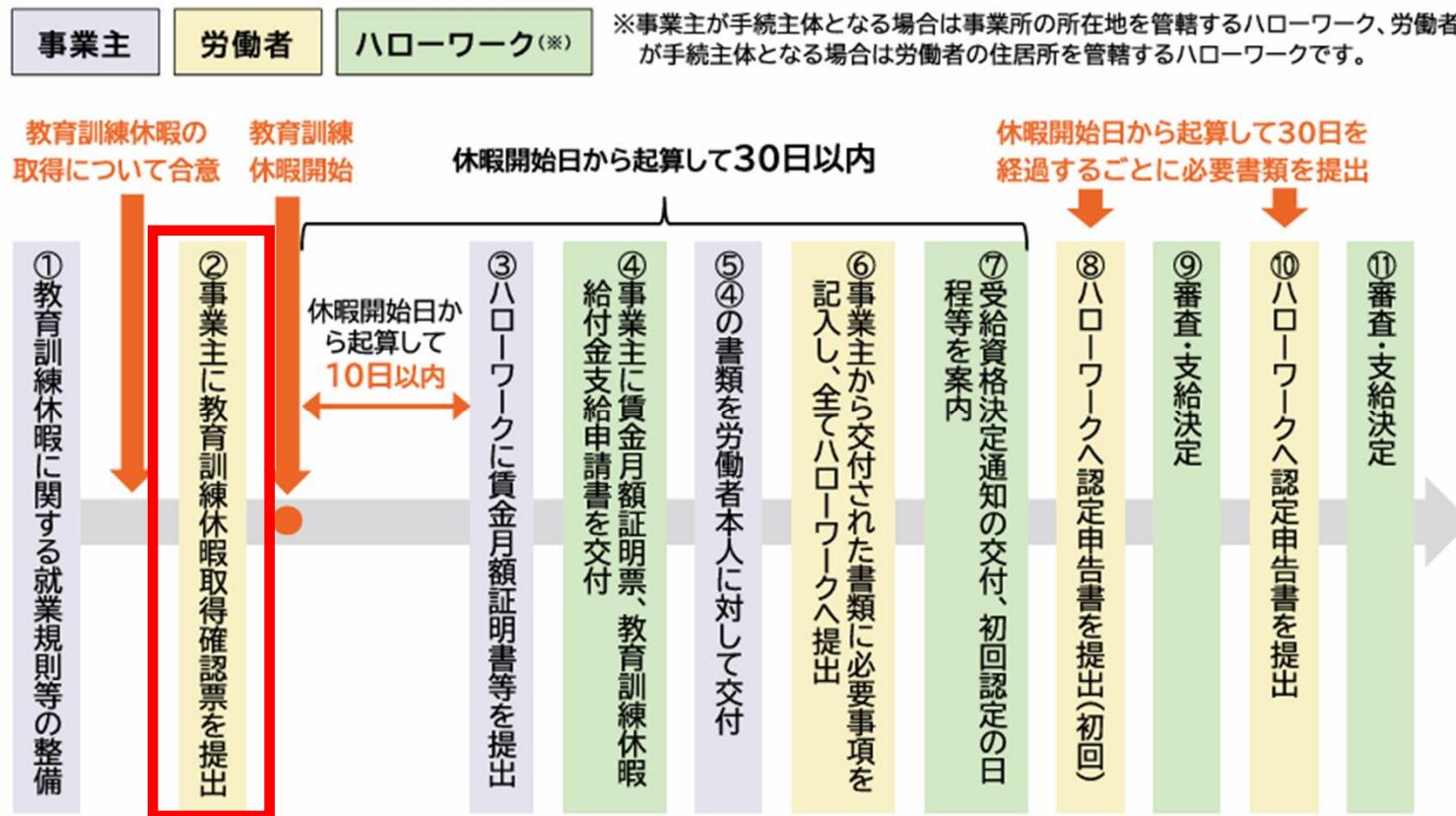
(3) 賃金月額証明票及び教育訓練休暇給付金支給申請書の交付

提出された賃金月額証明書及び添付書類を確認させていただいた結果、賃金支払状況等及び就業規則等について確認できた場合には、管轄の安定所より事業主の方々に①支給申請書、②賃金月額証明票（事業主控）及び③賃金月額証明票（本人手続用）交付しますので、賃金月額証明票（本人手続用）及び支給申請書を教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする労働者の方に速やかに交付してください。

お疲れさまでした。
事業主の方々にやって
いただくのはここまで
になります。



5 手続の流れ（労働者）



(1) 教育訓練休暇取得確認票の提出

教育訓練休暇の開始教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする労働者の方は、あらかじめ事業主の承認を受け、**教育訓練休暇取得確認票**（以下「**取得確認票**」という。）に必要事項を記載し、取得確認票について**事業主の証明**を受けた上で、就業規則等に基づき、対象教育訓練休暇の取得を開始します。



あらかじめ事業主の方の承認を受け、証明をしてもらう必要があります。

教育訓練休暇取得確認票

＜被保険者記載欄＞

教育訓練休暇の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
教育訓練の目標	
教育訓練の内容 (施設等の名称・講座名等)	(教育訓練施設等の名称) (教育訓練講座名) (受講開始予定年月日) 令和 年 月 日 (受講修了予定年月日) 令和 年 月 日 (分類) ※該当する欄にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 民間の教育訓練機関 <input type="checkbox"/> 大学・大学院等 <input type="checkbox"/> その他 ()
教育訓練の実施方法 (対面・通信講座等)	

上記のとおり教育訓練休暇を取得することについて、申請します。

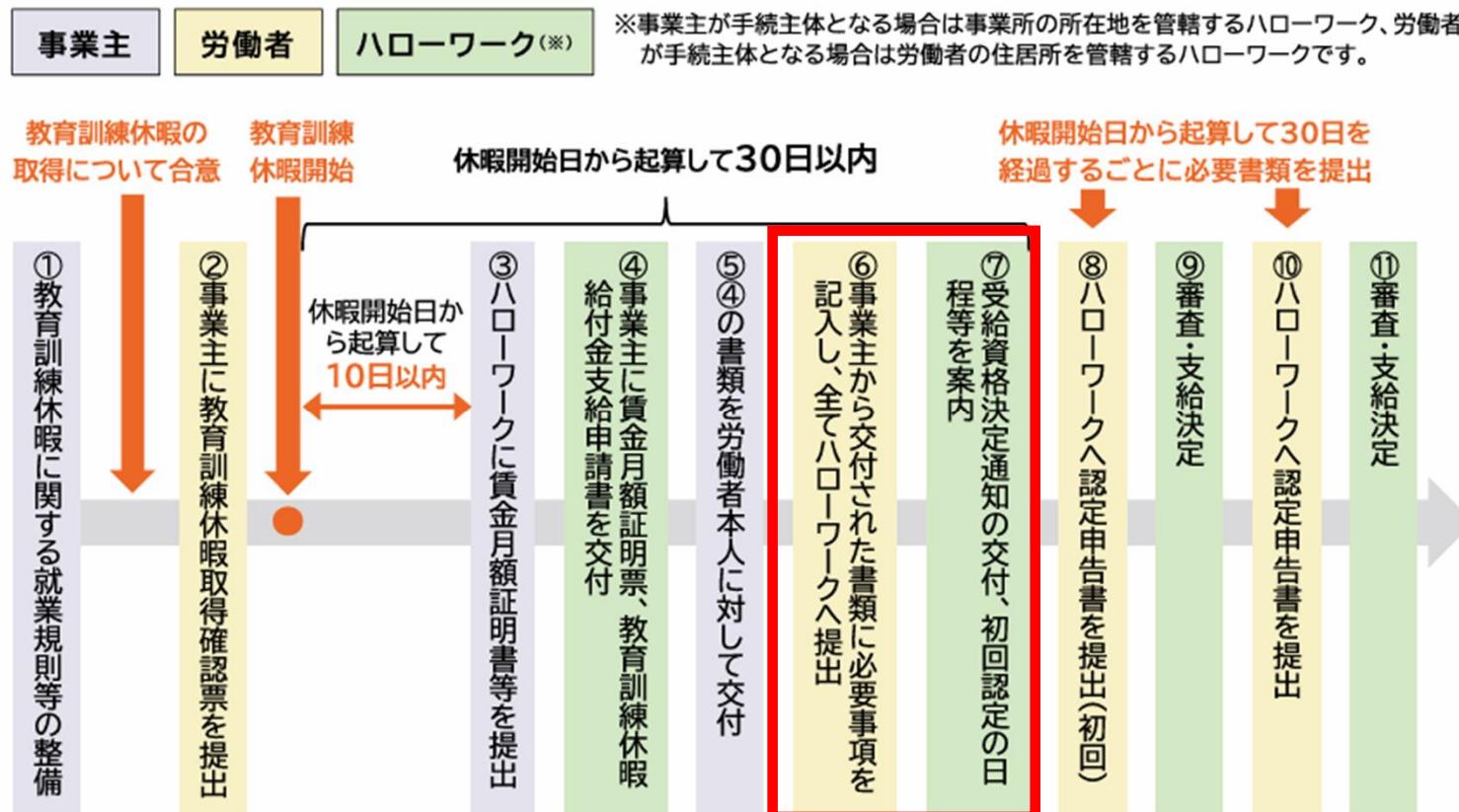
(フリガナ)
氏名 _____

＜事業主記載欄＞

承認の求めがあった教育訓練休暇の取得は、これを承認します。

平
住所
事業所名
事業主名
電話番号

6 手続の流れ（労働者）



(2) 支給申請書の提出、及び受給資格の決定

教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする労働者の方は、事業主から交付を受けた**支給申請書**に必要事項を記載の上、速やかに次の書類を添付し、来所又は郵送等により**住居所管轄安定所**の長に提出してください。

住居所管轄安定所は、提出された書類を確認し、教育訓練休暇給付金の受給資格を確認した場合、支給申請書の提出者に対し、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知（以下「受給資格決定通知」という。）を交付し、初回の認定日（後述）を通知します。

<添付書類>

- ① 賃金月額証明票（**本人手続用**）
賃金月額証明票の内容を確認し、⑯欄に署名をいただく必要があります。
- ② 取得確認票 当該一般被保険者本人が記載し、事業主の証明を受けたもの
- ③ 本人・住居所確認書類
郵送又は電子申請の場合であって、マイナンバーカードの写しを提出する場合、表面のみの写しをご提出ください。
- ④ 払渡希望金融機関口座を確認できるもの（預(貯)金口座の通帳、キャッシュカード、その他の払渡金融機関の口座情報が確認できるもの又はその写し）

<教育訓練休暇給付金支給申請書>

様式第33号の2の10(第101条の2の19関係)(第1面)

教育訓練休暇給付金支給申請書																																														
1 本人 情報	フリガナ () 被保険者氏名 () 生年月日 (令和 年 月 日) 住所 () 電話番号 ()																																													
	2 教育 訓練 情報	教育訓練施設等の名称 () 教育訓練講座名 () 受講開始年月日 (令和 年 月 日) 受講終了予定年月日 (令和 年 月 日)																																												
		教育訓練休暇開始日 (令和 年 月 日) 教育訓練休暇終了日 (令和 年 月 日)																																												
3 休暇 情報	事業所所在地 事業所名 事業主氏名 電話番号 ()																																													
	事業所番号 ()																																													
4 問 事 項	私(教育訓練休暇給付金の支給申請者)は、 <input type="checkbox"/> 業務命令によらずに教育訓練休暇を取得し、教育訓練を受講するため、教育訓練休暇給付金の支給申請を行います。 <input type="checkbox"/> 教育訓練休暇給付金の受給により、教育訓練休暇開始日前の雇用保険被保険者であった期間に基づく求職者給付(基本手当等)の受給資格を失うことを理解し、雇用保険法施行規則第101条の2の19第1項の規定による教育訓練休暇給付金の支給申請を行います。 <input type="checkbox"/> 解雇や雇止め、休業を予定されていることを知りながら教育訓練休暇を取得するものではありません。 <input type="checkbox"/> 上記について虚偽の申告をして教育訓練休暇給付金の支給を受けた場合、不正受給となることを理解しています。																																													
	雇用保険法施行規則第101条の2の19第1項の規定により、教育訓練休暇給付金の支給を受けるため申請します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名																																													
	払渡希望金融機関指定欄																																													
	5 払 渡 希 望 金 融 機 関	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">フリガナ</td> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="5"></td> <td style="width: 10%;">金融機関コード</td> <td style="width: 10%;">店舗コード</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="5"></td> <td style="text-align: center;">本店</td> <td style="text-align: center;">一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銀行番 (13桁記入)</td> <td style="text-align: center;">口座番号 (普通)</td> <td colspan="5"></td> <td style="text-align: center;">支店</td> <td style="text-align: center;">一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ゆうちょ銀行</td> <td style="text-align: center;">記号番号 (総合)</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>									フリガナ	名 称						金融機関コード	店舗コード								本店	一	銀行番 (13桁記入)	口座番号 (普通)						支店	一	ゆうちょ銀行	記号番号 (総合)							
		フリガナ	名 称						金融機関コード	店舗コード																																				
							本店	一																																						
銀行番 (13桁記入)	口座番号 (普通)						支店	一																																						
ゆうちょ銀行	記号番号 (総合)																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">債 券</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="width: 10%;">所長</td> <td style="width: 10%;">次長</td> <td style="width: 10%;">課長</td> <td style="width: 10%;">係長</td> <td style="width: 10%;">係</td> <td style="width: 10%;">操作者</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>										債 券											所長	次長	課長	係長	係	操作者																				
債 券																																														
	所長	次長	課長	係長	係	操作者																																								

<受給資格決定通知>

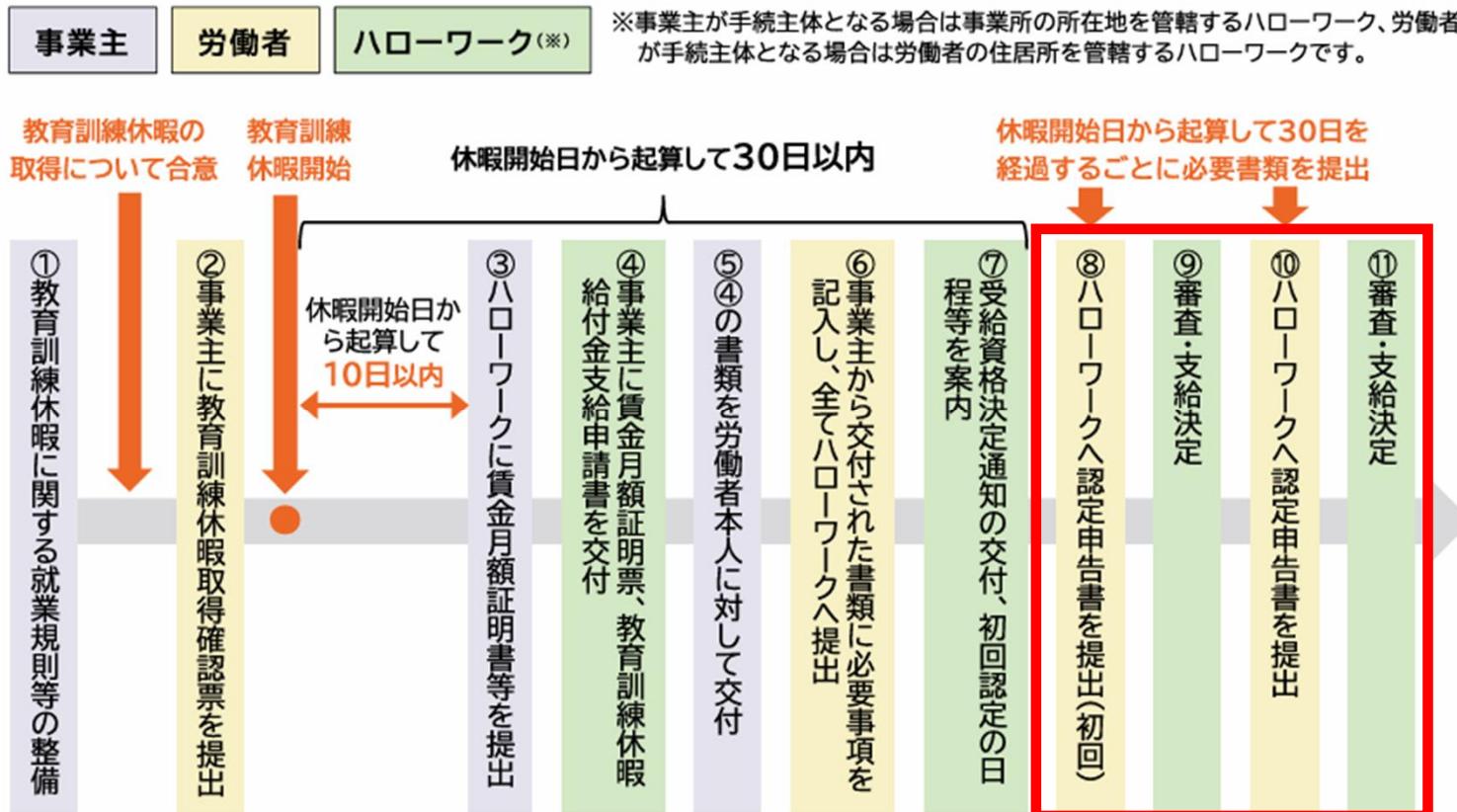
様式第33号の2の11（第101条の2の19、第101条の2の25関係）（第1面）

教育訓練休暇給付金受給資格決定通知・教育訓練休暇給付金支給決定通知

1. 被保険者番号	2. 氏名	
3. 休暇開始時年齢	4. 生年月日	
5. 住所又は居所		
6. 支払口座（金融機関・支店コード・口座番号）		
7. 休暇開始時賃金日額	8. 教育訓練休暇給付金日額	9. 所定給付日数
10. 通算被保険者期間	11. 休暇開始年月日	12. 休暇終了年月日
13. 受給期間満了年月日	14. 教育訓練施設等の名称	15. 教育訓練講座名
通 知 内 容		

公共職業安定所長

6 手続の流れ（労働者）



(3) 教育訓練休暇取得の認定及び教育訓練休暇給付金の支給決定

教育訓練休暇給付金の受給資格を満たす場合には、30日に1回、**教育訓練休暇取得認定申告書**（以下「**認定申告書**」という。）を住居所管轄安定所の長に提出する必要があります（郵送提出可。郵送の場合は発信日を申請日とします。）。

認定申告書を提出する日（以下「認定日」という。）については、都度、住居所管轄の安定所から指示をうけてください。

認定日においては、**直前の30日**（以下「支給対象期間」という。）における**対象教育訓練休暇を取得した各日**について支給の可否の認定を行います（初回の認定日の支給対象期間は、教育訓練休暇開始日を起算日とした30日間）。

なお、**やむを得ない理由がある場合**には、教育訓練休暇給付金支給対象者は、認定申告書等を当該認定日から起算して**7日以内**に提出することができます。

※失業給付と異なり、認定日より遅れて認定申告書等が提出された場合でも、認定の対象となる支給対象期間は変化しません。

<添付書類>

- ① 本人確認書類
- ② 受給資格決定通知
- ③ 教育訓練休暇の取得を証明することができる書類

教育訓練機関が発行した受講証明書又は領収書等。なお、2回目以降の認定日については、本人記載の疎明書を提出することによって代えることも可能です。

〈教育訓練休暇取得認定申告書〉

様式第33号の2の12（第101条の2の25関係）

教育訓練休暇取得認定申告書

1 今回申告しようとする教育訓練休暇期間の初日と末日を記入してください。 <small>注) 教育訓練休暇全般の開始日と終了日ではなく、今後申告する期間の初日と末日を記入してください。また、記入する場合は、初日から終算して30日目となります。</small>	<休暇の初日> 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <休暇の末日>
2 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする休暇中に自己の労働等により収入を得ましたか。 <small>注) 収入を得たう労働等をした日とは、実際に収入を得た日ではなく、収入を得たする労働等の活動を行った日をいいます。(中止症などで收入がない場合も、労働等の事業があつた場合は報告する必要があります)</small>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> ア 得た <small>(収入を得たう労働等をした日について、それが記載してください。(記載例：〇月〇日、〇〇日)</small> </div> <div style="width: 45%;"> イ 得ていない </div> </div>
3 1 の教育訓練休暇期間中に、会員休業、育児休業、有給休暇等の教育訓練休暇以外の休業又は休暇を取得しましたか。	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> ア した <small>(教育訓練休暇以外の休業又は休暇について、その種類と期間を記載してください。)</small> </div> <div style="width: 45%;"> イ しない </div> </div> <div style="margin-top: 10px;">(休業又は休暇の種類)</div> <div style="margin-top: 10px;">(期間) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</div>
4 今回申告しようとする教育訓練休暇中に用いている教育訓練施設等の名称及び教育訓練講座名を正確に記入してください。	教育訓練施設等の名称 <hr/> 教育訓練講座名 <hr/>
5 今回申告しようとする教育訓練休暇中に学んだ内容を具体的に記入してください。	
届用保険法施行規則第101条の2の25第1項の規定により上記のとおり申告します。	
令和 年 月 日 <small>(この書類を提出する日)</small>	受給資格者氏名 _____ <small>被保険者番号 ()</small>
公兵職業安定所長 殿	

安 否 記 載 事 項	1. 被保険者番号	-	-	-	2. 未支給区分	(安置 未支給区分 未支給区分)	
3. 支給期間 (休暇期間)	(年) 月 日	~	(年) 月 日	4. 教育訓練休暇給付金 支給日数	※連絡事項		

注 意

- この申告書は、教育訓練休暇を取得していることの認定を受けるためのものです。
- 申告は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、以後教育訓練休暇給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また罰則される場合があります。
- 2種の「自己の労働等」とは、自家業を営んだ場合、他人の仕事を手助けをして収入を得た場合は又は有償ボランティア活動をした場合等を含みます。また、「収入を伴う労働等をした日」とは、就労時間や就労場所は問わず、収入を伴う労働等を行った場合、その労働等を行った日をいいます。
- 5欄には、1の教育訓練休暇期間中に学んだ内容について記載してください。
- ※印のついた欄には記載しないでください。

次回来所日・時間	
月 日 ()	から まで

姓	名	姓	名	姓	名	姓	名

7 教育訓練休暇給付金の支給金額

教育訓練休暇給付金の支給額

=

教育訓練休暇取得の認定を受けた日数 × 教育訓練休暇給付金の日額

※教育訓練休暇取得の認定を受けた日数 = 認定申告書に記載された支給対象期間の暦日数 - **自己の労働等によって収入を得た日又は教育訓練休暇以外の休業・休暇を取得した日に該当する日**

※「収入」は、あくまで**就労の対価**として支払われるものとし、当該就労の事実と関係のない収入は含みません（例えば、会社が、福利厚生の一環として、教育訓練休暇支給対象者に対し、資格取得に必要な費用（受講料や資格試験受験料等）を補助するための手当を支給した場合、当該手当は就労の対価として支払われる訳ではないため、ここでいう「収入」には当たりません。）が、会社が休暇中の生活費補助のための手当を支給する場合には、そもそも教育訓練休暇給付金の支給要件である**「無給の休暇」**を取得したといえないことから、教育訓練休暇給付金は支給されません。

※教育訓練休暇以外の休業・休暇を取得した日とは、**育児休業や介護休業、病気休暇、有給休暇等、教育訓練以外を目的とする休暇・休業を取得した日のことです。**

8 受給資格決定が遅延した場合等の取扱い

事業主又は教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする労働者の都合で教育訓練休暇給付金に係る受給資格決定手続が遅延し、必要な手続の実施が認定日を超えた場合には、当該認定日に係る期間の認定を行うことができません。

なお、認定がされなかった場合、当該支給対象者に係る教育訓練休暇給付金の所定給付日数は減少しませんが、受給期間を徒過した以降の期間については、教育訓練休暇給付金を支給することができないためご注意ください。

例えば、事業主による事業所管轄安定所の長に対する賃金月額証明書等の届出又は教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者による管轄安定所の長に対する支給申請書、賃金月額証明票（本人手続用）等の提出の遅滞に伴い、当該一般被保険者に対する受給資格決定通知の交付が遅れ、結果として、初回の認定日から起算して**7日以内**に認定申告書等の提出ができなかった場合は、当該認定日の直前の30日間について教育訓練休暇を取得したことの認定を行うことができないため、当該期間に対する教育訓練休暇給付金を支給できず、遡って支給することもできません。

9

受給期間の延長

受給期間 教育訓練休暇給付金の支給を受けることができる期間（受給期間）は、原則として教育訓練休暇給付金の受給資格に係る教育訓練休暇開始日から起算して1年間ですが、受給期間内に、**妊娠、出産、育児**等の理由により引き続き**30日以上**教育訓練を受けることができない場合、受給期間の延長が認められます（所定給付日数が増えるわけではありません。）。

受給期間を延長しようとする場合、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする労働者又は教育訓練休暇給付金支給対象者本人が作成した**教育訓練休暇変更確認票**（以下「**変更確認票**」という。）により事業主の承認を得た上で、休暇開始日の翌日から起算して最大4年を経過するまでの間に、当該変更確認票を添えて、来所又は郵送等により住居所管轄安定所の長に対して**教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書**を提出してください。

10 教育訓練休暇給付金の支給に伴う被保険者期間等の取扱い

教育訓練休暇給付金の支給を受けた場合以下の期間はリセットされます。

① 被保険者であった期間

新たな被保険者期間は休暇開始日から起算（＊）することになります。

なお、育児休業給付金及び介護休業給付金受給資格の要件と被保険者期間並びに教育訓練給付金（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金）の支給要件期間の算定対象についてはリセットされません。

*事業主の方々においては、その雇用する被保険者が離職によって被保険者資格を喪失し離職証明書を作成する場合には、離職理由にかかわらず離職証明書の「¹⁴賃金に関する特記事項」欄に教育訓練休暇期間を記載してください。

② 基本手当の所定給付日数を決定する際に用いる算定基礎期間

③ 高年齢求職者給付金の給付日数を決定する際に用いる算定基礎期間

④ 新たに教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする場合の所定給付日数を決定する際に用いる算定基礎期間に相当する期間

⑤ 高年齢雇用継続給付の受給資格の要件となる被保険者であった期間

※②～⑤の期間には、教育訓練休暇開始日前の被保険者であった期間及び当該教育訓練休暇給付金の支給に係る休暇の期間を含めることができません。

11 併給調整について

① 併給可能な給付金

教育訓練給付金（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金）

② 併給不可能な給付金

ア 介護休業

イ 育児休業、育児時短就業給付金

取得したと認められる日については、教育訓練を受けるための休暇として認定されず不支給となります。

ウ 高年齢雇用継続給付金

教育訓練休暇取得の認定を受けた日が1日でもある暦月は、高年齢雇用継続給付の支給対象とはならないため、当該各暦月については、高年齢雇用継続給付は支給されません。

※ 教育訓練休暇給付金の支給に係る対象教育訓練休暇と病気休暇・有給休暇等を重複して取得することはできないため、対象教育訓練休暇の期間内に病気休暇や有給休暇を取得している日については、傷病手当金や給与の有無によらず、教育訓練休暇給付金を支給されません。同様に、対象期間内に産前休業・産後休業を取得している日についても、出産手当金や給与の有無によらず、教育訓練休暇給付金を支給されません。